塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
その他のもの	一四
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
掘立造のもの及び仮設のもの	七

建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	六
蓄電池電源設備	一五
その他のもの	一五
給排水又は衛生設備及びガス設備	
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
その他のもの	一五
昇降機設備	
エレベーター	一七
エスカレーター	一五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇

構築物	
鉄道業用又は軌道業用のもの	
軌条及びその附属品	二〇
まくら木	
木製のもの	八
コンクリート製のもの	二〇
金属製のもの	二〇
分岐器	一五
通信線、信号線及び電灯電力線	
信号機	三〇
	三〇

送配電線及びき電線	四〇
電車線及び第三軌条	二〇
帰線ボンド	五
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
木柱及び木塔（腕木を含む。）	
架空索道用のもの	一五
その他のもの	二五
前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇
その他のもの	一六
土工設備	五七
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
停車場設備	二一
電路設備	三二
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五
踏切保安又は自動列車停止設備	一二
その他のもの	一九
その他の鉄道用又は軌道用のもの	四〇
軌条及びその附属品並びにまくら木	一五
道床	六〇
土工設備	五〇
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	三〇